

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の規定に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下「検査方法告示」という。）に定められているところですが、本日付で公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 138 号）をもってその一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなりました。

貴職においては、下記に御留意の上、遺漏なきよう御対応願います。

記

第 1 改正の趣旨

1 検査方法告示の一部改正

昨今の分析技術を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しが必要とされた検査方法に関する所要の改正を行うこと。

2 局長通知の一部改正

別添 2 に定めた農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を含む最新の科学的知見等に基づき、所要の改正を行うこと。

第 2 改正の概要

1 検査方法告示の一部改正

(1) 検水の濃度範囲に係る規定の改正

別表第 5、別表第 6、別表第 13、別表第 14、別表第 15、別表第 20 及び別表第 28 の 2 において規定されている検水（検査対象の水道水）中に含まれる測定対象物質の濃度範囲を拡大したこと。

(2) 金属類の分析における内部標準液に係る規定の改正

別表第6において、混合内部標準液の濃度について内部標準物質ごとに設定することを可能とするとともに、その保存方法を規定したこと。

(3) 金属類の分析における測定質量数の追加

(1)の改正に伴い、別表第6におけるカルシウムの測定質量数に43を追加したこと。

(4) 陰イオン混合標準液等に係る規定の改正

別表第13における陰イオン混合標準液及び別表第16の2における塩素酸標準液について、その濃度を一定の範囲内で任意としたこと。

(5) その他

別表第18における亜硝酸ナトリウム溶液の添加を任意とする等その他所要の改正を行ったこと。

2 局長通知の一部改正

(1) 2, 4-D (2, 4-PA)

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

(2) イソキサチオン

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

(3) シアナジン

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

(4) ジチアノン

速やかに加水分解され、分解物が健康影響評価の対象になっていないことから、対象農薬リストから削除したこと。

(5) ジメピペレート

昨今の原水中での検出実態がないことを踏まえ、対象農薬リストから削除したこと。

(6) プロチオホス

最新の科学的知見を踏まえて、原体の濃度と、そのオキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する旨を対象農薬リストの「注2」に追加したこと。

(7) LC-MS法の追加

新たに測定が可能であることが確認された農薬類について、検査方法にLC-MS法を追加したこと。

第3 適用日

平成30年4月1日から適用すること。